

(様式2)  
事業計画書 表紙

横浜市戸部コミュニティハウス指定管理者事業計画書			
申込年月日 令和3年 7月16日			
団体名	一般社団法人 西区区民利用施設協会		
代表者名	代表理事 天笠 米藏	設立年月日	平成22年 4月 1日
団体所在地	横浜市西区藤棚町 1-55-3 常盤ビル2階		
電話番号	045-231-2805	FAX番号	045-231-2807
沿革 設立の経緯	<p>当協会は、西区区民利用施設協会を前身としています。区内の区民利用施設の管理運営を行う任意団体として、西区連合町内会・自治会連絡協議会を基盤に設立されました。その後、指定管理制度の導入など、地域社会や多様化する市民ニーズに的確に応え、社会的信用と責任ある体制を確立するため、一般社団法人化をしました。</p> <p>前身を含めると25年以上、当協会は施設運営事業、講座開催事業、地域交流事業などの活動をとおして、地域の人々の活動やまちづくり・地域づくりに貢献してまいりました。</p> <p>平成 7年4月 西区区民利用施設協会設立（当時、区内5館を管理運営）      平成18年4月 指定管理者として業務開始（第1期）（1館は平成16年3月）      平成22年4月 一般社団法人 西区区民利用施設協会を設立      平成23年4月 指定管理者として業務開始（第2期）      平成26年9月 西区連合町内会・自治会連絡協議会の事務局機能を受託      平成28年4月 指定管理者として業務開始（第3期）      平成28年9月 再整備後の浅間コミュニティハウスの指定管理業務開始（第2期）      現在、業務委託施設を含め、区民利用施設9館を管理運営中</p>		
業務内容	<p>西区内において、以下のような事業を展開しています。</p> <p>①区民利用施設の管理運営事業          地域交流の場、自主的活動の場として快適で安全に楽しく利用していただいています。</p> <p>②講座開設事業          様々な自主事業を開催して自主的なサークルの立ち上げを手助けすることにより、生涯学習活動を支援しています。</p> <p>③地域交流事業          世代間交流、まつり、文化祭、スポーツ大会など、多様な交流事業を行っています。</p> <p>④自動販売機設置事業          施設内に自動販売機を設置し、収益を①～③の事業に充てます。</p>		
担当者 連絡先			

## (1) 応募団体に関すること

- ア 応募団体の経営方針、業務概要、主要業務、特色等について
- イ 応募団体の業務における本施設指定管理業務の位置づけ
- ウ 応募団体が行った公の施設その他類似施設の管理運営に関する主な実績

**ア 応募団体の経営方針、業務概要、主要業務、特色等について**

私たちは、『西区における区民利用施設の管理運営と区民の自主的な活動の支援を通じて「活力とふれあいのある快適な地域社会の実現」に貢献する』という経営理念のもと、地域交流の拠点施設として事業を展開しています。

**◎ 経営方針**

- ①私たちは、お客様が「来て楽しい！」「また来たい！」と満足感と親しみを感じていただける施設運営を目指します。
- ②私たちは、最良のサービスをお客様に提供するため、一人ひとりが自ら考えて行動します。
- ③私たちは、「地域密着型施設」として地域の皆様と一緒に施設を運営し、地域の連帯意識の向上に努めます。

**◎ 協会の特色**

当協会は、西区内6地区連合町内会自治会の会長が役員に就任し、区連長が会長を務めています。職員も70人の内、94%の67人が西区内あるいは西区に隣接している地区に在住しており、地域に根差した団体という特徴を持っています。

**イ 応募団体の業務における戸部コミュニティハウス指定管理業務の位置づけ**

①戸部コミュニティハウスは第一地区内で当協会が運営する唯一の施設で、藤棚地区センター・平沼集会所・浅間コミュニティハウスと並び当協会の中心となる施設です。

②戸部コミュニティハウスは、平成8年5月の開設以来ずっと地域の人たちと職員がお互いに信頼しあう関係にあり、一緒に力を合わせて、管理運営をしてきており、協会にとっても地域にとってなくてはならない施設です。

**ウ 応募団体が行った公の施設その他類似施設の管理運営に関する主な実績**

平成7年度からの当協会が運営する施設の延べ利用者数は、約576万人を超え、地域の皆様から信頼され親しまれる地域の拠点をつくってきました。

現在管理運営している主な施設名	所在都道府県市区名	業務開始年月	業務区分
藤棚地区センター	神奈川県横浜市西区	平成9年6月	指定管理
戸部コミュニティハウス	神奈川県横浜市西区	平成8年5月	指定管理
浅間コミュニティハウス	神奈川県横浜市西区	平成16年3月	指定管理
平沼集会所	神奈川県横浜市西区	平成23年4月	指定管理
境之谷公園こどもログハウス	神奈川県横浜市西区	平成7年4月	指定管理
西前小学校コミュニティハウス	神奈川県横浜市西区	平成7年4月	委託管理
稻荷台小学校コミュニティハウス	神奈川県横浜市西区	平成7年4月	委託管理
東小学校コミュニティハウス	神奈川県横浜市西区	平成7年4月	委託管理
軽井沢コミュニティハウス	神奈川県横浜市西区	平成13年4月	委託管理

## (2) 戸部コミュニティハウス管理運営業務の基本方針について

- ア 設置目的、区政運営上の位置付け
- イ 地域特性、地域ニーズ
- ウ 公の施設としての管理

**ア 設置目的、区政運営上の位置付け****○ 設置目的**

戸部コミュニティハウスは、地域の住民が自らの生活環境の向上のために自主的に活動し、スポーツ、レクリエーション、講演会、研修会、サークル活動等を通じて相互交流を深めることを目的に設置されています。

**○ 区政運営上の位置付け**

令和3年度の西区運営方針の基本目標は「つなぎを大切に 誰もがにこやかにしあわせにくらせるまち 西区へ」と設定されています。戸部コミュニティハウスは人々が出会い、交流を深め、健康を増進する施設で、「地域のつなぎづくり」や「いきいきと健やかに暮らせるまちづくり」という目標達成に向けた施策を実現する場と考えています。

**イ 地域特性、地域ニーズ**

戸部コミュニティハウスは都心に隣接して古くから形成されてきた住宅地の中に位置しており、御所山第二公園に隣接しています。また、戸部小学校とも道路を面して接しており、放課後の児童の居場所として利用されています。

一部人口が増えている地域もありますが、大部分の地域では緩やかに減少している中で、高齢化率は20%を超え、施設のハード面、ソフト面でも高齢者に優しい取り組みが求められています。また、この地域は古くからの住民が多いため、地域による結びつきが強いという特性を持っています。そういう地域特性から次のような地域ニーズが把握できますので、そのニーズに対応していきます。

- ①地域住民の活動拠点⇒地域町内会・自治会が会合や活動で利用する場にします。
- ②高齢者の方が活動できる場所⇒地域の高齢者の方が利用しやすくなる工夫を行います。
- ③幼児と保護者が安心して利用できる場所⇒地域子育てサロンや親子サークル活動に協力します。
- ④地域住民の相互交流を深める場所⇒新旧の住民が一緒に参加できる自主事業を実施します。

**ウ 公の施設としての管理**

戸部コミュニティハウスは、公の施設として住民の福祉を直接的に増進することを目的に設置されています。そのため、次のとおり公共性を確保する管理運営を行います。

- ①誰もが平等かつ公平・公正に利用できるようにします。  
部屋の利用申し込みは、一定期間を設けその間は仮予約で受け付け、重複していれば抽選とします。その後は先着順で受け付けます。また、自主事業の申し込みは、先着順を原則とし、重なる場合は抽選にして、公平に利用できるようにします。なお、行政が主催・共催する事業や福祉目的に沿った事業など公共性の高い事業は優先的に利用できるようにします。
- ②機会の平等を確保するため、広報区版やホームページ及び地域への回覧・地域の掲示板を通じて積極的に情報提供を行います。
- ③常に安全・安心・快適な施設環境を維持します。
- ④震災時には、区と連携のもと、補充的避難場所としての役割を担います。

## (3) 組織体制

ア 管理運営に必要な組織、人員体制

## 1 人員体制と業務内容

- ①常勤の館長1名と非常勤のスタッフ4名を配置します。
- ②スタッフは地域の人を公募により採用しています。
- ③館長は週4.5日勤務とし、9時～17時を担当します。
- ④スタッフは、原則17時～21時の4時間で勤務します。
- ⑤スタッフは、館長不在時の日中の時間帯も勤務します。
- ⑥すべての時間帯に1名以上館長・スタッフを配置します。
- ⑦年4回休館日に、スタッフ全員による会議を開き、運営上の情報の共有化を行い、課題等について話し合うことにより、スタッフのレベル向上を図るとともに、利用者に対して公平・公正な対応ができるようにします。

館 長	常勤	1 名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設管理の総括、建物・設備の日常点検</li> <li>・庶務・経理・文書事務、小口現金の管理、日常清掃</li> <li>・自主事業の企画実施、ホームページの更新、関係機関との連絡調整</li> <li>・防火管理者として消防計画・防災計画の策定、訓練の実施</li> </ul>
スタッフ	非常勤	4 名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用申込の受付・案内・対応、各種器具・備品の貸出と点検、</li> <li>・日常清掃・簡単な修理等の施設管理、</li> <li>・自主事業の運営補助、その他軽易な事務</li> </ul>

## 2 開館時間と勤務体制

開館時間と休館日は、地区センター条例施行規則どおりとします。休館日は第3月曜日（祝日の場合は翌日）、12月29日から1月3日。開館時間は、月曜から土曜までは午前9時から午後9時まで、日曜・祝日は午前9時から午後5時までとなっています。

項目／時間帯	日 中	夜 間
開館時間：勤務時間	午前9時～午後5時	午後5時～午後9時

## 3 事務局のバックアップ体制

- ①建物・設備の保守契約を行います。
- ②現金管理以外の経理を担当します。
- ③スタッフの採用、人事・労務関係事務を行います。
- ④館長・スタッフだけでは対応できない事態が発生した時の応援を行います。
- ⑤土曜・日曜・祝日を含めた開館状況の確認を行います。

## (3) 組織体制

## イ 個人情報保護等の体制・職員研修計画

**1 個人情報保護等の体制**

当協会は、「個人情報保護法」、「横浜市個人情報の保護に関する条例」、「個人情報取扱特記事項」に基づき個人情報を適切に取り扱います。

**(◎ 職員への周知)**

- 館長を個人情報保護責任者とし、個人情報の保護及び適正な取扱いを徹底します。
- 館長は、年に一度、職員やスタッフ全員を対象とする研修を実施し、受講者は、「個人情報保護に関する誓約書」に誓約し、個人情報に関する意識を高めています。

**(◎ 適正な管理)**

すでに整備済みの「当協会の個人情報の取り扱いに関する規定等」により適正な管理を行います。

- 個人情報は使用目的を明確にし、必要最小限しか収集しません。
- 「利用許可申請書」等、個人情報を記載した書類は施錠できる場所に保管し、不要になったものはシュレッダー処理により確実に処分します。
- 施設利用者の個人情報を記入する入館者名簿は置かず、団体登録に際しても代表者以外の参加者については個人情報の提出を求めません。ただし、例外として小学生の個人利用者には防犯の意味で名簿を備えていて、翌日廃棄しています。
- グループ・団体等についての情報の問い合わせがあっても、本人の同意が無い限り公表しません。
- 電話等による利用者の呼び出し、問い合わせについては、利用者が施設にいるか否かも、個人情報にあたることから、安易に取り次ぎをしないように慎重に対応します。
- 年1回、個人情報取扱いチェックリストに基づいて点検します。

**2 研修計画**

人権研修、個人情報保護研修等を実施する他、外部団体主催の研修会へも職員が積極的に参加します。また、職場のルールなどの実務研修についても、館長がOJTにより実施します。

**研修計画内容**

- |  |  |
|--|--|
| 1. 施設運営管理の業務研修<br>定例スタッフ会議の都度、実施                             | 5. 防災訓練（年1回）<br>・通報、避難訓練（年2回）<br>・消火器の使用方法<br>・震災時避難場所としての確認 |
| 2. 個人情報保護研修（年1回）<br>・個人情報取扱特記事項、個人情報保護方針<br>・自主点検表に基づく理解度の確認 | 6. 救命・救急研修（年1回）<br>・AED の使い方など                               |
| 3. 人権研修（年1回）<br>・人権とは<br>・差別の実態                              | 7. 新人研修<br>・スタッフの心構え<br>・業務の手引きなど                            |
| 4. 接遇研修<br>・ビジネスマナー<br>・利用者に喜ばれる応対                           | 8. 外部研修<br>・建築物簡易点検研修<br>・横浜市・西区主催の研修                        |

## (3) 組織体制

## ウ 緊急時の体制と対応計画

消防法関係法規その他の法令を遵守し、防災計画の策定、防災訓練の実施、防犯講習の受講などを通じて、スタッフ全員が防犯・防災意識を高め、地域の方々が安心して利用できる環境を整えます。防犯、防災、その他の災害・事故予防のためにマニュアルを作成し、マニュアルに沿って行動できるように訓練を実施し、緊急時にも利用者の安全確保ができる体制を整備します。

**1 事故、災害の予防対策・事前対策**

- ①館長を防火・防災の管理者とし、緊急時対応マニュアル、関係機関（区役所、消防、警察等）と事務局を含めた緊急時の連絡体制、防犯・防災マニュアル等を策定・整備し、スタッフ全員で共有します。
- ②消防署や地域団体等と協力して、年2回消防訓練を行い、避難訓練及び消火器の取り扱い訓練を実施します。このため、館長を隊長とする自衛消防組織隊をスタッフ全員で編成しています。
- ③館内にAEDを設置し、スタッフ全員が取り扱えるように消防署の協力を得て、取扱訓練を年1回実施します。
- ④横浜市から震災時における「補充的避難場所」として指定を受けていますので、いざというときにスタッフ全員が対応できるよう周知します。
- ⑤「子ども110番の家」のステッカー2枚（区役所等関係機関発行のステッカーと戸部小学校児童手作りのステッカー）を入口に貼り、その対応措置の周知徹底を図ります。
- ⑥緊急時の連絡用としても利用できる携帯電話を館に1台整備していますので、防災情報は横浜市防災情報Eメールから受信し、防犯情報は西区犯罪発生情報メールから情報を得て、正確に利用者に対し随時情報提供し、かつ、スタッフが迅速に対応できるようにします。
- ⑦1日3回、スタッフが施設内外を巡回して安全確認を行ないます。
- ⑧閉館時の防災、防犯については、機械警備会社と契約し万全を期します。また、開館時においても、犯罪者が侵入し利用者・スタッフに危害を及ぼす事態に対応するため、事務所内に機械警備会社に通じる緊急通報機器を設置します。
- ⑨緊急時マニュアルに基づき、毎日の閉館前に、点検確認簿により自主点検します。
- ⑩施設で事故等が発生した場合に備え、対人補償の対応を確保するため、施設賠償責任保険に加入します。

**2 緊急時の対策、対応**

- ①災害発生時は落ち着いて行動し、第一に利用者の安全を確保した後、関係機関（警察、消防等）に緊急連絡すると共に事務局や区役所へ状況報告します。
- ②大規模地震等の災害時は、迅速、柔軟に対応し、西区と連動して行動します。
- ③補充的避難場所として利用者及び地域住民の受け入れに協力して、避難者の安全確保に適切な対応をとります。

## (4) 施設の運営計画

- ア 設置理念を実現する運営内容
- イ 利用促進策

**ア 設置理念を実現する運営内容**

地域の皆様の様々な「自主的な活動の場」であり、その活動を通じて「相互交流を深める場」であるとした施設の設置理念に基づき、地域の皆様の交流活動に積極的に関わり、「地域のつながりづくり」に貢献できる施設運営を目指します。また、「来て楽しい!」「また来たい!」と思っていただける施設運営を目指します。

**1 みんなの居場所を提供**

- ①乳幼児・保護者への子育て支援、児童・学生への学習支援、社会人・高齢者への生涯学習支援等に対応する様々な自主事業の実施やサークル活動を展開することで、より多くの人に施設を利用していただけるように努めます。
- ②当協会が運営する施設が連携して自主事業を行うことにより、一施設周辺だけでなく区域を対象とした地域のつながりづくりに努めます。

**2 地域社会との連携**

- ①自治会・町内会などが定期的に開催する各種会合やイベントの会場として優先的に提供するなど、地域の活動を支援します。
- ②地域の団体（町内会、体育協会など）の会合や地域行事などにも積極的に協力し、地域との顔の見える関係づくりに努めます。

**イ 利用促進策**

施設の稼働率については、施設全体で平成30年度72%、令和元年度 70%、2年度48%（コロナ禍）となっています。稼働率の向上を目指して、次の利用促進策を実施します。

**1 広報活動の充実**

- ①ホームページ・ツイッターの充実やタウンニュースなどの各種広報媒体、各自治会・町内会の掲示板を積極的に活用しながら、戸部コミュニティハウスたより等によるタイムリーな情報を発信します。
- ②自主事業等のポスターは、当協会が運営する施設や地元店舗に掲示するなど広報に努めます。
- ③稼働率の低い夜間の時間帯の活用や和室の良さを地元にアピールし、利用の増加につなげます。特に和室が適している乳幼児と保護者の利用を促進します。

**2 その他の利用促進策**

- ①団体登録は3年毎の更新ですが、それ以外に登録内容に変更がないか1年毎に見直しをお願いすることで、各団体の状況やニーズを再確認し利用促進につなげていきます。
- ②希望する団体には、サークル紹介・会員募集などの掲示をホームページ・戸部コミハたよりと館内掲示板で行い、活動の活発化・会員数の増加を促し、利用促進につなげていきます。
- ③1団体の利用回数は月4回までとしていますが、当日も含め7日前になんでも部屋が空いている場合は何回でも利用できることにしています。

## (4) 施設の運営計画

- 工 利用者ニーズの把握と運営への反映  
才 利用者サービス向上の取組

**工 利用者ニーズの把握と運営への反映****① 戸部コミュニティハウス運営委員会の開催**

地元自治会・町内会役員及び地域団体の代表者並びに利用者団体の代表者により構成される委員会を年3回開催し、地域ニーズや事業運営の基本的事項について意見をいただき、それを運営に反映させ、地域に密着した運営を実現します。

**② 利用者会議の開催**

利用者団体の代表者との意見交換会を年1回開催し、利用者ニーズと管理運営の改善ポイントを把握して施設運営に活かします。

**③ ご意見箱の設置**

館内にご意見箱を設置して利用者が気軽に投稿できるようにし、投稿された意見に対しては回答を掲示します。

**④ アンケート調査の実施**

利用者アンケートを年1回実施し、アンケートに記入された意見・要望に対し、回答を掲示・公表します。また、実現・実施すべき事項については具体的な行動に移します。他団体主催のイベントに協会として出店し、その際に施設を利用していない人の意見も集めます。

**⑤ 利用者の生の声の把握**

利用者がスタッフに気軽に声をかけやすい雰囲気づくりに努め、利用者の意見や要望を生の声で把握できるようにします。そして改善すべき点を具体的にとらえ、対処していきます。

**才 利用者サービス向上の取組****① 部屋の予約状況などについての情報のタイムリーな提供**

令和3年5月からホームページをリニューアルし、館の職員・スタッフがタイムリーな情報の提供を行います。  
また、スマホでも予約状況を確認できます。

**② 情報発信の充実**

館内外に交流板を設け、自主事業のお知らせのほかに、行政、警察、消防等からのお知らせなども掲示し、様々な情報を発信します。

**③ 利用団体、サークルの館内PRへの協力継続**

- ・サークルの会員減少傾向に歯止めをかけるため、希望する団体・サークルには、ホームページ及び館内でのPRに協力します。
- ・利用団体発表会を開き、利用団体に発表の機会と会員募集の場を提供します。

**④ 居場所としての役割**

主に戸部小学校の放課後児童の居場所として、館内を提供して児童の安全を見守ります。

**⑤ 電話での予約の実施（先着順）**

来館者による部屋の予約決定後、部屋が空いている場合は電話での予約を行っています。

(4) 施設の運営計画  
キ 本市重要施策に対する取組

**1 情報公開への取組**

横浜市の「情報公開に関する標準規定」に準拠して制定した「情報公開規定」に基づき、適正に情報の公開に努め、区民の皆様の知る権利に応え、信頼性・透明性を確保します。また、受付窓口等で事業や施設の概要、事業計画、事業報告、第三者評価等の情報を積極的に提供しています。

**2 人権尊重の取組**

横浜市が掲げる「一人ひとりの市民が互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会」の実現に向けて、当協会は職員及びスタッフの人権感覚を高めるため、休館日等を利用して人権研修を実施しています。また、区民利用施設は、年齢、性別、障害の有無に関わらず様々な方が利用されます。そのため、利用者的人権を尊重し、誰もが安全で安心して利用できる施設の運営に取り組みます。

**3 環境に配慮した取組**

当協会では、ヨコハマ3R夢プランを推進するため、ごみの減量化と分別を徹底し、リデュース、リユース、リサイクルに努めます。また、ごみの回収は、分別を徹底した横浜市のごみゼロルート回収を活用しています。なお、利用者のごみは利用者に持ち帰っていただいています。

夏の直射日光における屋内の温度の上昇を防ぐため、施設入り口など設置が可能な場所にゴーヤによる緑のカーテンを育て、食品ロスをなくすためフードドライブを実施し、SDGsに取り組みます。

**4 市内中小企業優先発注**

横浜市中小企業振興基本条例の趣旨に基づき、修繕等の発注や物品及び役務の提供にあたっては、横浜市一般競争入札有資格者名簿に登録されている企業のうち、市内中小企業へ優先発注します。特に地元の西区内業者に優先的に発注するように心がけています。

**5 西区運営方針の取組**

当協会では、子供から高齢者までのそれぞれの「居場所づくり」に貢献するサークル活動を応援し、住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう交流活動の場を提供します。また、施設を利用する区民を対象にICTツールを体験していた頂き、ICTツールの利用促進につなげます。

**6 地域の課題や情報の共有を図る体制**

にしく市民活動支援センターが開催する区内の施設間連携会議に、当協会3施設が参加し地域の課題や情報を行い、協会内全施設での共有も図ります。

また、西区社会福祉協議会に入会し、藤棚地区センターが代表して社会福祉関係団体の部会の会議に参加して、児童福祉関係の課題や情報も同様に共有化を図ります

(5) 自主事業計画

当協会は、地域住民の皆様が自主事業に参加することによって、新しい目標や出会いの機会を得て、それを契機に新しいコミュニティ団体やサークルが誕生し、その結果として地域参加を通じて地域の活性化につなげていきたいと考えています。このことを踏まえ、地域ニーズに即した魅力ある色々な自主事業を実施します。なお、新型コロナウィルスの影響が残るなか、実施にあたっては市のガイドラインで示された感染状況に応じた利用制限等を遵守してまいります。

**1 企画の考え方等**

- ①参加した方たちから、「来てよかったです」「また参加したい」と言われるよう、地域の様々な人々が集える、楽しめる多彩なジャンルを用意して、幼児から高齢者まで幅広く参加できる事業を企画します。
- ②事業の企画にあたっては、地域交流、生涯学習、子育て支援、青少年育成、健康促進、環境対策、読書推進、防災減災対策などバランスの取れた計画とします。
- ③利用者アンケートや運営委員会等からの意見や要望を反映した事業を企画します。
- ④地域団体や地域の施設と連携した事業を企画します。
- ⑤横浜市の重要施策や西区の運営方針に関連する事業を企画します。
- ⑥子どもを対象にした事業については、子どもが参加しやすい夏休みや春休みを中心に企画し、また、クリスマスなど季節のイベントを取り入れた楽しめる事業を企画します。
- ⑦これまで実施してきた事業のうち、好評な事業や世代間・地域交流が図られている事業については、継続していきます。
- ⑧当協会が管理運営している9施設で、地域交流を推進する施設連携事業を展開します。

**2 振り返り等**

- ①利用団体の活動支援として、年1回各団体の成果を発表する場として、利用者団体発表会を開催します。これにより地域交流の輪をさらに広げていきます。
- ②自主事業については、企画→実施→評価→改善のPDCAサイクルに従って進め、利用者のニーズを的確に反映するよう努めてまいります。

**3 戸部コミュニティハウスの特徴**

- ①企画するにあたっては、スタッフ全員でアイディアを出し合い、他施設の事業も参考にします。
- ②自治会・町内会と協働・共催して開催する戸部コミュニティハウスまつりの実施や戸部小学校・戸部幼稚園などと連携した事業を実施するなど、地域との交流・連携を強化します。
- ③地域の団体（町内会、体育協会など）の会合や地域行事などにも積極的に協力し、地域との顔の見える関係づくりに努めます。
- ④講師については、利用者団体や地域の方々にお願いして、誰でも気軽に参加できる場所を提供します。

## (6) 施設及び設備の維持管理計画

当協会は、指定管理施設を安全・快適にご利用できるよう、また、施設・設備の長寿命化を図るため、職員による日常点検を強化するほか、西区との協定書を遵守し、法定点検を基本とする施設維持管理計画を実施します。

**1 建物・設備等の保守管理及び点検**

建物・設備等については、不具合の早期発見を図るために、日頃からスタッフが館内の巡回点検や日常清掃の際に併せてチェックシートにより点検を行います。不具合のある個所を発見した場合は、業務日誌等で報告し、専門的な技術を要しない軽微な修繕や点検は、職員やスタッフが早期に対応し、経費の削減に努めます。大規模な修繕を伴う場合は、西区と調整し適正な保守管理を行います。

また、館長は、建築局の「施設管理者点検マニュアル」に基づき建物・設備の簡易点検を年1回行っています。

**2 清掃**

スタッフが毎日、施設内外の日常清掃を行います。トイレ等の水回りは便器の洗浄も含め、常に良好な衛生環境を保持します。特にトイレは週2回、精神障害者支援団体に清掃を委託し、障害者の就労の場として活用しています。

また、床清掃（年6回）、カーペット清掃（年2回）、窓ガラス清掃（年3回）、照明器具清掃（年1回）は、専門業者に委託して行います。

**3 隣接する公園の清掃**

週1回、隣接する公園の巡回清掃をスタッフが実施し、地域と一体的な施設の運営を目指します。

**4 保安警備**

事故・犯罪を未然に防ぐため、館内外の巡回点検と併せて、スタッフが見回りを行います。また、閉館時の施錠後は、機械警備により万全を期します。

**戸部コミュニティハウス建物設備管理計画**

項目	業務	実施担当	頻度	項目	業務	実施担当	頻度
日常管理	建物設備維持管理	職員	毎日	建物等	衛生管理	外部委託	2回／年
	機械警備点検	職員	常時		消防用設備点検	外部委託	2回／年
	清掃業務	職員	毎日		空調機点検	外部委託	3回／年
	小破修繕	職員	随時		昇降機点検	外部委託	12回／年
清掃等	床清掃業務	外部委託	6回／年		自動扉点検	外部委託	4回／年
	冷却塔・冷水管洗浄	外部委託	6回／年		機械警備点検	外部委託	12回／年

(7) 収支計画（収入計画）

- ア 収入計画の考え方について
- イ 増収策について

**ア 収入計画の考え方について**

・基本的な考え方

指定管理者制度は、「市民サービスの向上」と「経費の削減」を目的として導入されました。当協会としては、この目的を果たすため様々な取り組みをして収入の増加を図り、それを利用者に還元することでより一層のサービスの向上を図ることを基本として収入計画を策定します。

当協会は、「区民の自主的な活動の支援を通じて活力とふれあいのある快適な地域社会の実現に寄与することを目的とする公益的団体」のため、協会の収入は横浜市から支払われる「指定管理料」が大半を占めており、その他指定管理業務に付随する「自主事業収入」、「雑入（自販機・印刷費等の収入）」がいずれも貴重な財源となっています。

**イ 増収策について**

戸部コミュニティハウスの収入は、「指定管理料」、「自主事業収入」、「雑入（自販機・印刷機収入等）」で構成されています。新型コロナウイルスの感染状況によっては、利用者数の回復・増加が見込めないなか、自主事業収入、雑入の増収は難しいと考えますが、出来るだけ増収が見込めるように努力してまいります。

**① 自主事業収入**

自主事業の参加費ですが、参加費は材料費及び資料代に充てるものでありますので、適正な参加料金を設定して全てが参加者に還元されます。

自主事業収入計画では増収を目的とせず、まず初めに事業への参加意欲を高め、利用者の自主的な活動を促すために、身近なテーマを企画し、より多くの人が参加できるよう利用者コストの低減化を図り、講座数と参加人数の増加を目指します。

**② 雜入（自販機・印刷機等の収入等）**

自販機収入についても、ベンダーから提供される商品ごとの売り上げや利用者からの意見をもとに、品揃えをきめ細かく見直すことで、自販機の手数料収入の増加を図ります。季節ごとの冷・温の入れ替え、高齢者向けに容量の少ない商品の導入など、利用者ニーズに対応します。なお、5年に1回、設置条件の入札を行い、ベンダーを選定するようにします。

印刷機収入については、利用者団体ばかりでなく、地域の皆様にもご利用していただき、地域活動を応援するとともに増収を図ります。

(7) 収支計画（支出計画）

ウ 支出計画の考え方について

**ウ 支出計画の考え方**

・**基本的な考え方**

当施設の管理運営に際しては、職員一人ひとりが経費削減意識を持って業務に当たります。ただし、削減に目を向けすぎて、施設利用上の安全性低下やサービス低下を招くことがないように利用者の安全を最重点において経費配分を考え、施設を運営してまいります。

**① 経理規程**

- 当協会の「経理規程」に基づき、最小の経費でその目的を達成し、かつその効果を発揮するよう努めます。

**② スケールメリット**

- 区内の地区センター・コミュニティハウス等9施設を管理運営しているスケールメリットを活かし、管理事務の一本化を図ることで事務経費の削減を行っていきます。

**③ 費用対効果**

- 利用者へのサービス水準を低下させることなく、費用対効果を常に考慮し、事務・業務の合理化・効率化等による経費の削減に取り組んでまいります。

・**具体的な計画**

戸部コミュニティハウスは、これまで経費の削減を徹底して行ってまいりましたが、今後5年間も経費の削減や人材の有効活用により、効率的な運営を図るとともに、事務事業の見直しを進め、ご利用者のニーズに沿った事業を積極的に展開してまいります。

**① 管理費**

- 各館共通の設備保守や清掃等の管理契約は可能な範囲で事務局が一括・長期契約をして経費削減を図ります。
- 業者への発注による修繕は、自前による修繕が避けられない必要最小限の範囲内に止める努力をしたうえで、発注することにより経費の削減を図ります。
- 契約に際しては、2者以上から見積書を徴収して競争原理を導入し、コスト削減を図ります。

**② 事務費**

- 消耗品については、当協会施設間で一括購入したり、印刷機等本体故障により不要となった消耗品を施設間で融通するなどして経費削減を図ります。

**③ 人件費**

- 当協会の給与基準及び就業規則に基づき積算します。
- 最低賃金の変動も考慮して算出します。
- 当協会の施設間での兼務を可能として、意欲・能力ある職員の確保・育成を目指します。

(8) 新型コロナウイルス感染症等に係る対応

横浜市から示される新型コロナウイルスの感染拡大防止に係る対応方針及び国・県・各業種別団体等が感染拡大状況に応じて策定しているガイドラインを遵守して対応します。

**1 感染防止対策等**

当協会運営施設での共通対策として、

利用者に対しては、

①入館時の手指消毒、②非接触型体温計での検温、③体調・連絡先確認のためのチェックシートの記入、④マスクの着用をお願いしています。

また、施設の利用については3密（密閉・密集・密接）を回避するため、感染拡大状況に応じて、①人数制限、②利用内容制限、③利用時間制限をさせていただきます。また、館内での飲食（必要な水分の補給を除く）の自粛をお願いしています。

施設側としては、窓開け、空気清浄機・サーキュレーターの使用等による換気対策を徹底します。施設の手すり、部屋の床・畳・椅子・机、トイレ、使用済みスリッパ等の消毒を徹底します。

受付窓口では、ビニールで仕切りをして利用者と応対します。

職員・スタッフに対しては、

毎日の体調管理と検温等健康管理をお願いしており、体調不良のときは館長に連絡するよう指示をしています。

**2 戸部コミュニティハウスでの特徴的な対応策**

- ①緊急雇用対策として西区から派遣された人材を活用して1日4時間、週3日検温・消毒作業を行っています。
- ②ご利用者様にスリッパの持参を呼びかけて協力をお願いしています。
- ③ロビーを子どもの居場所として小中学生に開放していましたが、密集・密接になるため残念ですがその対応を中止しています。
- ④戸部小学校からコロナ禍で児童の学習の発表の場がないと相談を受けたので、利用団体にお話をしたところ、快く利用枠内で発表の機会を設けていただき双方から非常に喜ばれました。
- ⑤自主事業については、料理教室など食を伴うものは、試食をせず完成品を家で食してもらうように変更して感染防止を図ります。

## 横浜市戸部コミュニティハウス自主事業計画書

団体名 一般社団法人西区区民利用施設協会

事業名	①募集対象	自 主 事 業 予 算 額				
	②募集人数	総経費	収入		支出	
	③一人当たり参加費		指定管理料 から充当	参加費	講師謝金	材料費
施設連携事業 盆踊り	一般	5,000				
	50人		5,000	0	3,000	0
	0円					2,000
施設連携事業 小学生才セロ大会	小学生	3,000				
	10人		3,000	0	0	
	0円					3,000
施設連携事業 すこやかお元気フェスタ	一般	0				
	50人		0	0	0	0
	0円					0
施設連携事業 西区民まつり	一般	2,000				
	50人		2,000	0	0	0
	0円					2,000
施設連携事業 ボッチャに挑戦	一般	1,000				
	20人		1,000	0	0	0
	0円					1,000
施設連携事業 西区街の名人・達人まつり	一般	500				
	50人		500	0	0	0
	0円					500
施設連携事業 地域と一緒に防災フェスタ	一般	0				
	100人		0	0	0	0
	0円					0
施設連携事業 音祭りリレー講座 親子コンサート	未就学児と保護者	12,000				
	15組		12,000	0	10,000	0
	0円					2,000
とべのお茶の間	一般	0				
	15人		0	0	0	0
	0円					0
ママ育講座	第一子0才児の母子	0				
	8組		0	0	0	0
	0円					0
日曜 太極拳	成人男女	11,600				
	12人		8,000	3,600	10,000	0
	300円					1,600
スマホ教室	一般	2,000				
	15人		2,000	0	0	0
	0円					2,000
小 計		37,100	33,500	3,600	23,000	0 14,100

事業ごとの事業内容等を様式4に記載してください。

## 横浜市戸部コミュニティハウス自主事業計画書

団体名 一般社団法人西区区民利用施設協会

事業名	①募集対象	自 主 事 業 予 算 額					
	②募集人数	総経費	収入		支出		
	③一人当たり参加費		指定管理料 から充当	参加費	講師謝金	材料費	その他
まんまる苔玉を作る	成人男女	19,000					
	10人		4,000	15,000	3,000	15,000	1,000
	1500円						
親子でおはなし会	年中～小学生と保護者	6,000					
	8組		6,000	0	5,000	0	1,000
	0円						
夏休み お楽しみ教室	小学生	8,000					
	10人×2回		8,000	0	0	0	8,000
	0円						
戸部コミュニティハウスまつり	一般	18,000					
	300人		18,000	0	0	0	18,000
	0円						
施設連携事業 ハロウィンイベント 地域と一緒にハロウィン	小学生以下と保護者	5,000					
	50人		5,000	0	0	0	5,000
	0円						
パパと一緒にリトミック	未就園児と保護者	7,000					
	15組		4,000	3,000	5,000	0	2,000
	200円						
Xmasリースを作る	一般	28,000					
	10人		3,000	25,000	3,000	25,000	0
	2500円						
包丁研ぎ教室	一般	9,500					
	15人		2,000	7,500	6,000	0	3,500
	500円						
Xmas ジャズコンサート	一般	16,000					
	30人		16,000	0	10,000	0	6,000
	0円						
子ども書道教室	小学生	17,400					
	6人		12,000	5,400	12,000	3,000	2,400
	900円						
ハンドマッサージ&椅子ヨガ	成人男女	10,000					
	10人		7,000	3,000	10,000	0	0
	300円						
荷造り紐で作る トートバッグ	一般	12,000					
	10人		4,000	8,000	3,000	8,000	1,000
	800円						
小 計		155,900	89,000	66,900	57,000	51,000	47,900

事業ごとの事業内容等を様式4に記載してください。

(様式3)

# 横浜市戸部コミュニティハウス自主事業計画書

団体名 一般社団法人西区区民利用施設協会

事業ごとの事業内容等を様式4に記載してください。

## 横浜市戸部コミュニティハウス自主事業別計画書（単表）

団体名 一般社団法人西区区民利用施設協会

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
施設連携事業 盆踊り	<p>《地域交流事業》</p> <p>西区区民利用施設協会各施設の練習会を経て、第五地区主催の納涼まつりに参加します。地域の方同士いろいろな世代の参加者が輪になっておなじみの曲に合わせて踊り、交流の場とします。参加者同士が密集しないよう十分間隔を開けて踊る等実施方法に留意し、飲食は水分補給のみとします。</p>	7月 2回
施設連携事業 小学生オセロ大会	<p>《青少年育成事業》</p> <p>オセロ競技を通じた親睦のため、西区区民利用施設協会各施設で連携し大会を実施します。各施設で予選会を行い、それぞれの予選優勝者が一堂に会し決勝戦を行います。競技の際には盤の中央に下部開放型のパーテーションを設置し、競技者同士が近づきすぎないよう注意して実施します。使用するオセロ盤等は消毒を徹底します。</p>	8月 2回 (予選・決勝)
施設連携事業 すこやか お元気フェスタ	<p>《健康促進事業》 (西区スポーツ協会共催)</p> <p>病気予防と健康増進を目的に、生活習慣病予防のための日常生活上の心得・健康増進の方法・食生活のあり方など健康に関して必要なことをわかりやすく学びます。実際に体を動かしたり、座学で勉強したりします。西地区センターと藤棚地区センターとの隔年開催とし、令和4年は藤棚地区センターを会場とします。参加者が密集しないよう配慮し、動線やプログラムを工夫します。</p>	9月 1回
施設連携事業 西区民まつり	<p>《地域交流事業》</p> <p>西区民まつりは、多くの区民が来場する一大イベントです。地域に根づいたイベントに参加し、西区区民利用施設協会としてブースを出店することで、地域参加をするとともに、協会や各施設のチラシを配布し区民の皆様に協会施設をPRします。参加者が密集しないよう配慮し、導線やプログラムを工夫します。</p>	11月 1回

## 横浜市戸部コミュニティハウス自主事業別計画書（単表）

団体名 一般社団法人西区区民利用施設協会

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
施設連携事業 ボッチャに挑戦	<p>《地域交流事業》</p> <p>地域の方々にパラリンピック競技を体感してもらい、障がい者の方との交流を図ります。開催場所は令和4年は藤棚地区センターを会場とします。西区区民利用施設協会各施設からも競技者を募りそれに参加します。コートサイドが密集しないよう留意し、参加者同士も更衣室等での密集がないよう実施方法を工夫します。</p>	2月 1回
施設連携事業 西区街の名人・達人まつり	<p>《地域交流事業》</p> <p>西区の生涯学習ボランティアや市民活動を行っている個人・団体の会員が区民の皆さんと交流しながら年1回開催しているおまつりです。区民の皆さんと交流及び協会施設を広く知っていただくことを目的とし、西区区民利用施設協会として参加し、ブースを出店します。参加者が密集しないよう配慮し、導線やプログラムを工夫します。</p>	2月 1回
施設連携事業 地域と一緒に防災フェスタ	<p>《防災減災対策事業・地域交流事業》</p> <p>地域の教育機関や地元自治会・町内会とも連携し、防災・減災のための知識を共有します。消防団の紹介、消火器の使い方の体験や非常食活用術の展示も行います。西地区センターと藤棚地区センターとの隔年開催とし、令和4年度は西地区センターを会場とします。参加者が密集しないよう配慮し、導線やプログラムを工夫します。</p>	3月 1回
施設連携事業 音祭りリレー講座 親子コンサート	<p>《子育て支援事業・地域交流事業》</p> <p>西区区民利用施設協会各施設が企画したコンサート等をリレー形式で実施し、横浜市が開催する「音祭り」の一環として参加します。戸部コミュニティハウスではアンケートのご意見でも多く寄せられた親子コンサートを実施します。小さい頃から生の音楽に触ることは貴重な経験です。また親子の絆、そして、親子ともども地域の人とのコミュニケーションも深めてもらえる機会とします。客席は十分間隔を取り実施します。</p>	6月 1回 (継続)

## 横浜市戸部コミュニティハウス自主事業別計画書（単表）

団体名 一般社団法人西区区民利用施設協会

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
とべのお茶の間	<p><b>《地域交流事業》</b></p> <p>第一地区社会福祉協議会ボランティア団体と一緒に、地域の方ならどなたでも参加できる居場所を提供します。コーヒーを提供したり折り紙や手芸等と一緒にやることでコミュニケーションの場となるようにします。土曜日に設定することで、世代を超えて集まってもらえることを期待します。</p>	4月～3月 12回
ママ育講座	<p><b>《子育て支援事業・地域交流事業》 (スマイルポート共催)</b></p> <p>初めて子どもを持った方を対象に実施します。産後鬱の予防、同じ様な子どもを持つ母親のコミュニケーションを支援する場とします。また、地域交流の場へも参加できるようサポートします。稼働率の少ない和室を利用して実施します。</p>	7月 3回
日曜 太極拳	<p><b>《健康促進事業》</b></p> <p>太極拳は、呼吸法を学ぶことで、気血の流れをよくし、肩こり・腰痛・ストレス解消・集中力アップなどに大きな力を発揮すると言われています。ゆったりとした動きは、忙しい日常から解放してくれ、体の芯からリラックスできます。今回は日曜日に開催することで、日頃仕事が忙しい方にも参加してもらえるよう企画します。また、メンバーが少なくなった団体の応援事業もあります。</p>	5月 2回
スマホ教室	<p><b>《生涯学習支援》</b></p> <p>スマホは保有率が約70%と言われている便利グッズです。しかし、便利すぎてその便利さに気がついていないこともあります。そんな方に向けた便利さを知らせる講座を開催します。また、コロナ禍になってオンライン講座と言う言葉も多数耳にします。どのようにしたらその講座が学べるのかも教えてもらいます。</p>	6月 2回

## 横浜市戸部コミュニティハウス自主事業別計画書（単表）

団体名 一般社団法人西区区民利用施設協会

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
まんまる苔玉を作る	<p>《生涯学習事業》</p> <p>アンケートでも希望のあった事業です。盆栽はなかなか手が届かないという方にもうってつけの事業です。無心に土や植物に触れることで心身の安定にも繋がります。また出来上がった作品を家で育てる楽しみにもなります。</p>	6月 1回
親子でおはなし会	<p>《読書推進事業》</p> <p>本の読み聞かせを通して本の面白さを体験してもらいます。親子で参加してもらうことで家族共通の話題作りとなるよう期待します。今年で4年目になる事業です。</p>	7月 1回
夏休みお楽しみ教室	<p>《青少年育成事業・地域交流事業》</p> <p>小学生を対象に、学生ボランティアグループと一緒に勉強したり遊んだりする時間を設けます。また、地域のボランティアの方にも協力をいただき、折り紙等を習って一緒に楽しめます。子どもたち同士が密にならないよう対応します。</p>	8月 2回
戸部コミュニティハウスまつり	<p>《地域交流事業》</p> <p>当施設の利用団体と地域が一つになって参加できる戸部コミュニティハウス最大のイベントです。まつりの実行委員は、地域の諸団体が中心となり、当施設の運営委員・町内自治会が協働して実施します。催しの内容は利用団体の作品展示及び演技発表等で、日頃の練習の成果の発表の場として提供します。また、御所山第二公園を利用して、ブースなどを出してもらいます。密集などを避けて楽しんでもらえるようプログラム等の工夫をします。</p>	10月 2回

## 横浜市戸部コミュニティハウス自主事業別計画書（単表）

団体名 一般社団法人西区区民利用施設協会

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
施設連携事業 ハロウィンイベント 地域と一緒にハロウィン	《地域交流事業・子育て支援事業・青少年育成事業》 (第一地区社会福祉協議会との共催)  西区区民利用施設協会各施設が地域性や特性に合わせた様々なイベントを企画し、地域の方と交流を図るとともに各施設を身近に感じて頂く機会とします。戸部コミュニティハウスでは、密集を避けるため完全申し込み制とし、掃部山公園も使って実施する予定です。仮装をして公園内または近隣をパレードします。幼児から大人まで参加できる第一地区社会福祉協議会との共催事業です。	10月 1回 (継続)
パパと一緒にリトミック	《子育て支援事業》  家の中で父子の触れ合いはあっても、なかなか他の親子と触れ合う機会が少ないとの声から企画した事業です。未就園児とパパを対象に音楽を通してリトミックを楽しんでもらいます。終了後もコミュニケーションの場となることを期待します。動きの中で参加者同士が近づきすぎないよう工夫しながら実施します。	11月 1回
Xmasリースを作る	《生涯学習事業》  利用者からも開催要望の多い事業です。また、メンバーが少なくなった団体（フラワーアレンジメント）の応援事業でもあります。時節柄の行事にちなんで、生のもみの木の葉を利用し、クリスマスリースを香りよく仕上げます。1ヶ月以上楽しめるリースです。	11月 1回 (継続)
包丁研ぎ教室	《生涯学習事業》  一昨年に実施し、とても好評の事業です。料理を作るのにとても重要なアイテムである包丁の上手な研ぎ方を習います。ポイントを知らずに研ぐとかえって切れ味の悪いものになってしまいます。切れ味の良い包丁は味の良さにもつながることを知っています。季節柄、切れる包丁でお節作りに挑戦してくれることを期待します。	12月 1回

## 横浜市戸部コミュニティハウス自主事業別計画書（単表）

団体名 一般社団法人西区区民利用施設協会

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
Xmasジャズコンサート	<p>《地域交流事業》</p> <p>ジャズの生演奏を楽しんでいただくことで、ジャズの良さに触れていただく事業です。今回はクリスマスバージョンとして、季節感も感じてもらいます。アンケートの要望も多く、人気の事業です。当館初めてご利用の方にも気軽に参加してもらい、地域交流の場として利用してもらいます。客席は十分間隔を取り実施します。</p>	12月 1回
子ども書道教室	<p>《青少年育成事業》</p> <p>稼働率の低い和室を利用して実施する講座です。和室を利用することで習字を勉強することはもちろんのこと、行儀作法も一緒に习います。正しい姿勢が心身ともに良いことも知ってもらいます。</p>	12月 3回
ハンドマッサージ＆椅子ヨガ	<p>《健康促進事業・生涯学習事業》</p> <p>ヨガのポーズは難しいという方にも手軽に始められる講座です。冬場で縮こまつた体をほぐし、血流を良くします。おうち時間が長くなった方のストレス解消にも効果のある事業です。2回目は家からでも参加できるようZOOMでの開催を検討します。</p>	1月 2回
荷造り紐で作るトートバッグ	<p>《生涯学習事業》 (中途障害者地域活動センター共催)</p> <p>中途障害者のサポート施設であるみらい工房西との共催事業です。身近にある素材の荷造り紐からトートバッグを作ることを习います。手を動かすことで脳の活性化にも繋がります。日常生活の中で使えるものに仕上げることでより作る喜びを感じてもらいます。</p>	1月 2回

## 横浜市戸部コミュニティハウス自主事業別計画書（単表）

団体名 一般社団法人西区区民利用施設協会

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
今年もやります、味噌作り① ②	《健康促進事業・生涯学習事業》  2階の厨房を利用した事業です。日常使う調味料だからこそ、素材がはっきりわかり安心して食せるよう手作りの味噌を作ります。とても好評で、継続的に開催している事業です。部屋の中の密を避けるため2回に分けて実施します。作った味噌は持ち帰りのみとします。	2月 2回

事業名	目的・内容	実施時期・回数
フラメンコ ショー	《地域交流事業》  アンケートで開催希望の多い事業で今回で3回目の開催となります。スペインの世界的に有名なフラメンコを間近で楽しんでもらい、幅広い文化芸術を知って貰う機会とします。地域とのつながりの少ない層の方にも参加いただき、交流の場としてもらいます。客席は十分間隔を取り実施します。	2月 1回

事業名	目的・内容	実施時期・回数
フードドライブ	《環境対策事業》  SDGs の観点からも、家庭での食品ロスを減らすことは重要な課題と考えます。余っている食べ物やまとめ買いしすぎた食料など、そのような物を捨てることなく必要な人につなぐことが大切です。そのステーションの一つとして戸部コミュニティハウスを持ち寄り場所として提供をします。西区社会福祉協議会等を応援する事業です。	通年

事業名	目的・内容	実施時期・回数

単独団体名・共同事業体名	一般社団法人西区区民利用施設協会
施設名	横浜市戸部コミュニティハウス

## 令和4年度収支予算書(兼指定管理料提案書)

### I. 指定管理料

(単位：千円)

提案額(a)	11,776	指定管理料=小計【イ】を記入 ※区指定上限額(b)の範囲内で提案してください。
※区指定上限額(b)	11,776	
差引(a)-(b)	0	
提案額の区指定上限額に対する割合 (a)/(b)	100.0%	

### II. 令和4年度収支予算書(総括表)

#### 1 収入の部

項目	合計金額 (単位：千円)	備考
自主事業収入【A】	92	
雑入【B】	470	
小計【ア】([A]~[B])	562	施設運営収入の計
指定管理料【C】	11,776	【ウ】-【ア】
小計【イ】([C])	11,776	指定管理料
収入合計(【ア】+【イ】)	12,338	

#### 2 支出の部

項目	合計金額 (単位：千円)	備考
人件費【a】	6,864	
事務費【b】	602	
自主事業費【c】	235	
管理費A(光熱水費等)【d】	1,704	
管理費B(保守管理費等)【e】	1,889	
公租公課【f】	708	
事務経費【g】	336	
支出合計【ウ】([a]~[g])	12,338	

※金額は、消費税及び地方消費税(10%)込みの額を記載してください。

単独団体名・共同事業体名	一般社団法人西区区民利用施設協会
施設名	横浜市戸部コミュニティハウス

## 令和4年度收支予算書

## 1 収入の部内訳 (指定管理料除く)

(単位:千円)

項目	内 容 等	金 額	
自主事業収入	新型コロナウイルスの影響を見込んだ事業収入	ア 92	
		イ	
		ウ	
		エ	
		オ	
	小 計	[A] 92	ア～オ
雑入	印刷代 H28年度からR1年度実績の平均額と同程度相当額	カ 30	
	自動販売機手数料 H28年度からR1年度実績の平均額と同程度相当額	キ 360	
	その他 自動販売機に係る電気料金等	ク 80	
		ケ	
		コ	
		サ	
小 計		[B] 470	カ～サ
小 計 【A】	施設運営収入計	562	[A]～[B]

※金額は、消費税及び地方消費税(10%)込みの額を記載してください。

単独団体名・共同事業体名	一般社団法人西区区民利用施設協会
施設名	横浜市戸部コミュニティハウス

## 令和4年度収支予算書

### 2 支出の部内訳

		内 容 等	金 額	(単位:千円)
人件費	正規雇用職員	館長1名(社会保険料含む)	ア 3,900	
	臨時雇用職員	スタッフ4名	イ 2,913	
	対象外の人事費		ウ 51	ウ-1~ウ-4
	通勤手当		ウ-1 0	
	健康診断費		ウ-2 45	
	勤労者福祉共済掛金	正規職員1名「ハマふれんど」	ウ-3 6	
	退職給付引当金繰入額		ウ-4 0	
	小 計		[a] 6,864	ア~ウ
事務費	旅費		エ 9	
	消耗品費		オ 120	
	会議賄い費		カ 15	
	印刷製本費		キ 0	
	通信費		ク 150	
	使用料及び賃借料		ケ 75	ケ-1~ケ-2
	横浜市への支払い分	自販機目的外使用料	ケ-1 22	
	その他	コピー機使用料	ケ-2 53	
	備品購入費		コ 100	
	図書購入費		サ 0	
	施設賠償責任保険		シ 17	
	職員等研修費		ス 5	
	振込手数料		セ 10	
	リース料	AED	ソ 70	
	手数料		タ 9	
	地域協力費		チ 22	
			ツ	
			テ	
	小計		[b] 602	エ~テ
自主事業費	新型コロナウイルスの影響を見込んだ事業内容		[c] 235	
管理費A	電気料金		ト 981	
	ガス料金		ナ 550	
	上下水道料金		ニ 173	
	小 計		[d] 1,704	ト~ニ
管理費B	清掃費	定期清掃 年6回、トイレ清掃 週2回	ヌ 321	
	修繕費		ネ 400	
	機械警備費		ノ 110	
	設備保全費		ハ 1,058	ハ-1~ハ-6
	空調衛生設備保守	吸収式冷温水器点検 年3回、水質検査 年2回等	ハ-1 414	
	消防設備保守	設備点検・法定点検	ハ-2 41	
	電気設備保守	昇降機フルメンテナンス契約、自動扉保守 年4回	ハ-3 603	
	害虫駆除清掃保守		ハ-4 0	
	駐車場設備保全費		ハ-5 0	
	その他保全費		ハ-6 0	
	共益費		ヒ 0	
			フ	
			ヘ	
	小 計		[e] 1,889	ヌ~ヘ
公租公課	事業所税		ホ 708	
	消費税		マ 0	
	印紙税		ミ 0	
	その他( )		ム 0	
	小計		[f] 708	ホ~ム
事務経費	本部分		メ 336	
	当該施設分		モ	
	小計		[g] 336	メ~モ
小 計 【ウ】		施設管理運営経費計	12,338	[a]~[g]

※金額は、消費税及び地方消費税(10%)込みの額を記載してください。

※公租公課欄には、仕入税額控除後の消費税及び地方消費税見込額、その他税額を記載してください。